

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株主各位

東京都千代田区二番町 5 番地 5
21LADY株式会社
代表取締役社長 藤井 道子

当社は平成 25 年 8 月 9 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は平成 25 年 11 月上旬にお届出ご住所にお送り申しあげる予定です。
- 平成 25 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 10 月 1 日付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。これにより、平成 25 年 9 月 26 日付をもって、名古屋証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更となります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 東京証券代行株式会社
東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
電話 0120-49-7009 (フリーダイヤル)

郵便物送付先 〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
東京証券代行株式会社 事務センター